

# 令和6年度スタートアップ創出支援事業業務委託仕様書

## 1 業務名

令和6年度スタートアップ創出支援事業業務

## 2 目的

急速な人口減少や予想を超えるスピードで進むデジタル技術の進化など、本県を取り巻く状況が不透明な中、本県経済が持続的に発展していくためには、県内から新しいアイデアや革新的な技術によるビジネスが次々と生まれることが重要であることから、本事業において、愛媛グローバル・フロンティア・プログラム（以下「EGFプログラム」という。）の一環として、県内発のスタートアップを創出・支援する「EGFプログラム『NEXTスタートアップえひめ』」（以下「ネクスタえひめ」という。）を実施するものである。

については、これらの運営に係る業務（以下「本業務」という。）を委託する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) 本業務全体の運営、管理

本業務は、社会課題や地域課題の解決を図るための新しい価値を創造するビジネスプランを募集し、「ビジネスアイデア」から「県内でのスタートアップとしての起業」への橋渡しを実現する「ネクスタえひめ」の運営全般を行うものであり、本業務を着実に実施することができる知識や経験を有する者を責任者として配置し、全体の運営、管理に当たること。

### (2) 対象者及び参加者数

ア ネクスタえひめの対象者は主に次の者とする。

- ・県内での起業（法人設立又は個人事業主での開業）を予定している者（既に個人事業主として開業しており、概ね1年以内の法人設立を予定している者を含む）
- ・企業内ベンチャーや事業承継などにより県内での新規事業創出（新規法人化又は個人事業主での開業）を予定している者・起業後、事業の初期段階にあり、「ネクスタえひめ」に参加することで「県内でのスタートとしての起業」と同等の成果が期待できる者

イ ネクスタえひめの参加者数は30者程度とする。

### (3) 参加者の募集、選定

ア ネクスタえひめに参加する者を県内外から広く募集すること。

イ 募集に当たっては、(8)に掲げるWEBサイトでの周知のほか、SNSや受託者が持つネットワーク等を活用し、より多くの応募を募ること。

ウ (2)イの参加者数を超える応募があった場合は、ネクスタえひめの目的が「県内でのスタートアップとしての起業」であるということを踏まえ、書面やヒアリング等により評価し、参加者を選定すること。なお、選定方法や選定基準等については、

県と協議の上、決定すること。

エ 募集に当たっては、イの方法を必須とし、それ以外にも説明会又はワークショップを開催するなど、応募を増やすための効果的な方法について、委託料の範囲内で検討すること。

#### (4) キックオフイベントの開催

ア 参加者決定後、当該参加者の意欲向上と本事業のPRを目的としたキックオフイベントを開催すること。

イ キックオフイベントには、EGFプログラムの「創業サポーター」のほか、県内外の企業や金融機関、支援者等の参加を募ること。

ウ 原則、オフラインでの開催とすること。

エ 開催日程や場所、内容等については、県と協議の上、決定すること。

#### (5) スタートアップ育成プログラムの実施

ア 参加者のビジネスプランを、「ビジネスアイデア」から「県内でのスタートアップとしての起業」へと繋げるための育成プログラムを実施すること。

イ スタートアップ支援に豊富な実績を有する者1名以上を「スタートアップ支援アドバイザー」として設置し、育成プログラムを効果的に運用するための任に充てること。

ウ 育成プログラムの実施に当たっては、参加者のビジネスプランの内容や業種等に応じたメンターを配置し、きめ細かな支援を行うこと。

エ 育成プログラムは約4か月間を想定していること。

オ 育成プログラムについて、効果的な実施内容等を企画提案すること。

#### (6) 成果発表会（デモデイ）の開催

ア 育成プログラムの最終段階として、成果発表会（デモデイ）を開催すること。

イ 成果発表会に登壇する者は、全参加者のうち、社会課題や地域課題の解決を図るための新しい価値を創造するビジネスプランとして特に評価の高い5～10者程度とすること。

ウ 成果発表会では、最優秀者1者、優秀者2者程度、その他の者を各賞とし、最優秀者及び優秀者には県から報償金を交付する予定であるが、受賞者数及び報償金の具体的な内容については、県で検討した上で決定するものとする。

エ イの成果発表会の登壇者及びウの受賞者の選定に当たっては、審査会を設置して審査を行うこと。なお、審査員の人数及び選定は県が行うものとする。

オ 成果発表会は、プレゼンテーション審査とすること。

カ 成果発表会には、EGFプログラム「創業サポーター」のほか、県内外の企業や金融機関、支援者等の参加を募るとともに、参加者の起業や事業の成長に繋がるよう県内外のベンチャーキャピタル等を参加させること。

キ 当該イベントの参加者数は100人程度を見込むこと。

ク 原則、オフラインでの開催とすること。

ケ 開催日程や場所、内容等については、県と協議の上、決定すること。

コ 成果発表会では、育成プログラムの全過程を修了した全ての参加者に対して、修了証を交付すること。なお、修了証の仕様や記載内容については、県と協議の上、決定すること。

## (7) EGFアンバサダーの設置

ア ネクスタえひめを全国へPRし、県内外から本県での起業希望者を数多く募るため、著名人1名を「EGFアンバサダー」として設置すること。

イ 企画提案では、EGFアンバサダーの受諾見込みがある者のみを候補者とする。

ウ EGFアンバサダーは、最低限次の業務を行うものとする。

- ・キックオフイベント及び成果発表会への参加。なお、原則、会場に会場での参加とするが、事情に応じて、あらかじめ県と協議の上、オンライン参加や動画参加とすることも認める。

- ・ネクスタえひめのほか、EGFプログラムの積極的な周知・広報活動。

## (8) WEBサイトの作成及び広報活動

ア ネクスタえひめの専用WEBサイトを作成すること。

イ WEBサイトでは、参加者募集や育成プログラムの経過状況、成果発表会の様子、ビジネスプランの紹介など、本事業を広く周知するための情報を掲載すること。

ウ ネクスタえひめや参加者のビジネスプランなどについて、マスメディアやWEB媒体を活用し広くPRすることにより、効果的な広報活動を行うこと。

## (9) その他本業務に関して必要な業務

原則、月1回、本業務の進捗状況について、対面又はオンラインにより県に報告すること。

## (10) 独自提案事項【任意】

(1)から(9)までの業務と連動し、ネクスタえひめの運営に際して効果があると考えられる独自の取組みがある場合は、企画提案することができる。ただし、実施に要する経費は、(1)から(9)までの経費と併せて、委託料の上限額の範囲内とすること。

## 5 全体スケジュールの想定

令和6年6月上旬	受託者との委託契約
6月中旬	参加者の募集
8月中旬～下旬	参加者の決定
8月下旬～9月上旬	キックオフイベント
9月～令和7年1月	スタートアップ育成プログラムの実施
令和7年1月	成果発表会の登壇者を選定
2月～3月	成果発表会の開催
3月	実績報告書の提出

## 6 本業務の目標

ネクスタえひめの全参加者が事業年度終了後概ね1年以内に起業すること。

## 7 運営体制の整備及び責任者の配置

(1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。

(2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。

(3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出

すること。

## 8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

## 10 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

## 11 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

## 12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容や実施時期等、県と十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に係る経費の一切の費用を参加者に負担させてはならない。

なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。

- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。